

中山間地域等における多面的機能の維持・増進

耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援として、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施。

26,800(16,800)百万円

1 ポイント

集落協定の締結に当たって、協定参加者の総意の下に集落協定の将来像を明確化し、その実現のための具体的な活動等を位置付けることにより、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けたより積極的な取組を推進し中山間地域等における多面的機能を維持・増進。

2 事業の概要

○中山間地域等直接支払交付金 **26,800(16,800)百万円**

(1) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組の推進

- ① 集落協定において、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた将来像を明確化し、その実現のための具体的な活動等を位置けるとともに、その着実な実現に向けて、
- ② 農業生産活動等の継続のための共同取組活動の推進、
- ③ 共同取組活動に配分される交付金の活用方法の明確化、
- ④ 中間年における共同取組活動の達成状況の点検等の審査機能の充実等を図る。

(2) 集落協定間等の連携等の推進

集落協定活動の活発化や、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組を促すため、高齢化の著しい集落協定と担い手のいる集落協定との統合・連携、同一集落内に複数ある小規模な協定間の連携、地域内外の担い手等との連携等を推進する。

3 事業実施主体 中山間地域等の市町村

4 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

5 補助率 定額

[担当窓口課：農村振興局地域振興課(03-3501-8359(直))]